

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 8 号
件 名	新潟テルサ健康クラブの存続を求めることについて
要 旨	<p>平成 25 年 9 月 定例市議会に、新潟勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案が、議案第 91 号として上程されることとなりました。</p> <p>この条例案は、現在福祉センター内に設置、運営されている新潟テルサ健康クラブ施設を平成 25 年度末（平成 26 年 3 月 31 日）をもって廃止し、多目的ルームを設けようとするものであります。</p> <p>新潟テルサ健康クラブは、市民の健康増進を目的に平成 6 年 7 月から多くの会員に利用されて、現在は指定管理者である（公財）新潟市開発公社の自主事業として営業されております。</p> <p>平成 17 年 12 月 22 日に制定された新潟勤労者総合福祉センター条例の第 1 条設置条項に健康の増進がうたわれておりますが、当時新潟テルサ健康クラブは、民間経営であったことからこの条例に規定する施設には加えられなかった経緯があります。</p> <p>平成 21 年 3 月 31 日をもってこの民間経営者が撤退したことから、以後上記のとおり（公財）新潟市開発公社の自主事業として営業されており、本来であれば、引き継いだ時点でこのセンター条例を一部改正して、新潟テルサ健康クラブをセンターに置く施設に加えるべきであったと思われれます。</p> <p>こうした経過の中にあって、現在では高齢者を中心として年間 10 万人の利用があるところ、平成 25 年 8 月 27 日付の文書が突然健康クラブ会員に送付され、平成 25 年度末で営業を終了する旨を知らされた次第であります。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 平成 25 年 9 月 12 日 } 第 3 項 } 文教経済常任委員会</p>
受 理	平成 25 年 9 月 9 日 第 2 6 4 号

この間、(公財)新潟市開発公社及び新潟市の担当部局からは、我々会員に対し公社の自主事業としては営業が苦しいので「経費の節約に協力してもらいたい」「会員が減少傾向にあるため、勧誘に協力してもらいたい」「一定額の会費の値上げに協力してもらいたい」等の相談や呼びかけが一切なく、今回の営業終了の通知であります。

こうした利用者、会員の意向を無視した新潟テルサ健康クラブの突然の閉鎖は受け入れがたく、存続を要望する次第であります。

この突然の閉鎖の知らせを受けた後、私たちは存続を求める会を立ち上げ、存続を求める署名活動を行ったところ、平成25年9月8日現在3,200名余分が集まっており、この重みも勘案されて改正条例の議案審査を行っていただきたいと思っております。

新潟テルサ健康クラブは、会員が健康クラブ内の諸施設を利用することにより、自己の健康の維持を図り、医療費の削減に努め、これまで多くの市民に利用され、その目的は現在も達成されております。

特に会員の大多数は60歳以上の高齢者であり、営利を目的とする民間の同種施設にはなじみず、市内全区から利用しやすい唯一の公的施設として、毎日元気に通っているということも御理解いただきたいと思っております。

また、平成23年3月の東日本大震災の際、当センターが放射能のスクリーニング会場になったため突然閉鎖されましたが、会員の大多数はその閉鎖に協力し、営業再開を辛抱強く待っていた実績もあり、それが今日までつながっていることも、ぜひ考慮願いたいと思っております。

今後はセンター条例を改正して、新潟テルサ健康クラブをセンターに置く施設に加えていただき、市民の健康増進のために末永く利用できるようにしていただきたいと思っております。

記

- 1 新潟テルサ健康クラブを存続すること。
- 2 議案第91号新潟勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案を廃案すること。
- 3 新潟勤労者総合福祉センター条例を一部改正して、新潟テルサ健康クラブを福祉センターに置く施設に加えること。